

平成 25 年 5 月 31 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局 御中

インターネット知的財産権侵害流通品防止協議会

平成 24 年度インターネット知的財産権侵害品流通防止協議会報告書

拝啓 早春の候、貴事務局におかれましてはますますご清栄のことお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本協議会は平成 17 年度以来、貴内閣官房知的財産戦略推進事務局をはじめとして、警察庁、経済産業省、総務省、文化庁、特許庁をオブザーバーに迎え、インターネットオークションを契機として為される知的財産権侵害品の流通問題解決について民間レベルでの協同作業を鋭意進めて参りましたことは、ご出席をいただいている貴事務局においてもご認識いただいております。

貴事務局におかれましては、権利者・権利者団体とインターネットオークション事業者等の総意として、平成 25 年度の知的財産権保護政策立案の基としてご活用いただきたく、お願い申し上げます。

【概要】

1. 効果検証分科会の報告

オークション事業者による自主パトロール及び権利者からの通知に基づく削除等の措置が実施された結果、継続して侵害品出品率を低く抑えられていることが確認できた。

2. ガイドライン分科会の報告

2011 年度行ったガイドラインの改定について検証を行うと共に、ガイドライン改定の要否検討や、昨今の侵害品の状況について意見交換を行った。

1. 効果検証分科会の報告

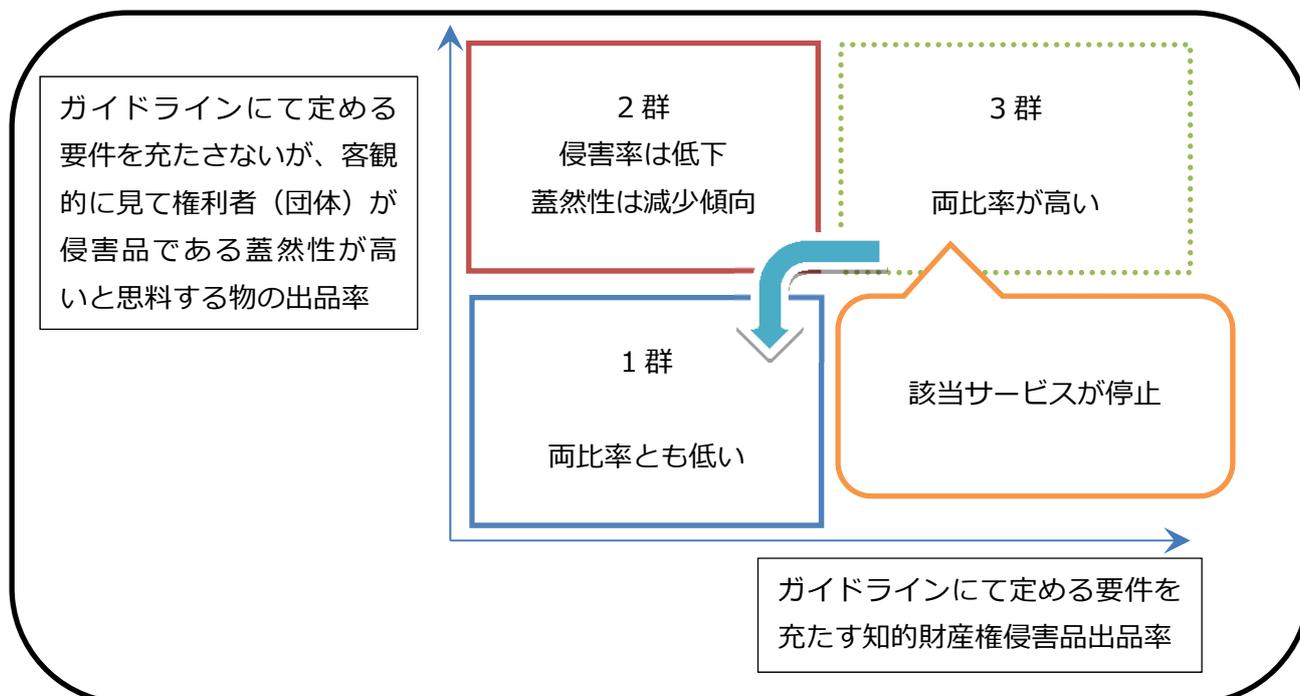
(1) 効果検証

例年同様に、削除要請及び自主削除を実際に行っている担当者と構成される「効果検証分科会」を設置した。本年も2類型に分けて検証を行っている。すなわち、画面上の文言または画像から商標権及び著作権の侵害に該当すると判断できるものであり、かつオークション事業者に出品停止要請が可能な出品（表1）と、掲載されている情報からオークション事業者において削除をする根拠が直接は得られないが、諸情報を勘案し購入・鑑定すると結果的に侵害品である蓋然性が高い出品（表2）の2つである。

本年は、効果検証をさらに拡充し余力のある権利者においては期間内に複数回の検証を実施することも可能とした。これにより、より体感に近い数値が検証されることが期待される。本年の調査基準としては、2011年に改定したガイドラインに準拠している。その他の実施概要の詳細については別紙1の通りである。

また検証の対象については、1群（加盟事業者3社、群に関する定義は下記参照）と、2群（加盟事業者2社）とした。なお、例年3群（非加盟事業者1社）としていたサービスが終了したため、本年度は調査対象に該当者がいない状況である。同社は、本協議会による効果検証を行って以来、一貫して侵害品率が極めて高い状況が続いてきたが、刑事的な対応がとられたとの情報もあり、それがサービス終了の一因であったことは想像に難くない。

【図1 群の定義・説明】



(2) 検証結果

表1 侵害品率		2010年		2011年		2012年	
		検証数	侵害率	検証数	侵害率	検証数	侵害率
著作権	一群	9068	0.77%	9007	0.90%	9025	0.11%
	二群	161	1.86%	29	0.00%	73	1.37%
	三群	55	0.00%	4	50.00%	—	—
商標権	一群	3019	0.43%	4517	0.42%	7388	1.31%
	二群	242	1.65%	567	3.00%	277	5.05%
	三群	300	84.33%	400	99.25%	—	—
合計	一群	12087	0.69%	13524	0.74%	16593	0.64%
	二群	403	1.74%	596	2.85%	350	4.29%
	三群	355	71.27%	404	98.76%	—	—

表2 蓋然性の高い品率		2010年		2011年		2012年	
		検証数	蓋然率	検証数	蓋然率	検証数	蓋然率
著作権	一群	9068	1.61%	9007	0.28%	9025	0.18%
	二群	161	0.62%	29	27.59%	73	24.66%
	三群	55	9.09%	4	25.00%	—	—
商標権	一群	3019	0.36%	4517	0.11%	7388	0.07%
	二群	242	17.36%	567	5.11%	277	3.97%
	三群	300	15.33%	400	0.00%	—	—
合計	一群	12087	1.30%	13938	0.24%	16593	0.13%
	二群	403	10.67%	596	5.70%	350	8.29%
	三群	355	14.37%	404	0.25%	—	—

表3 合計 侵害品率

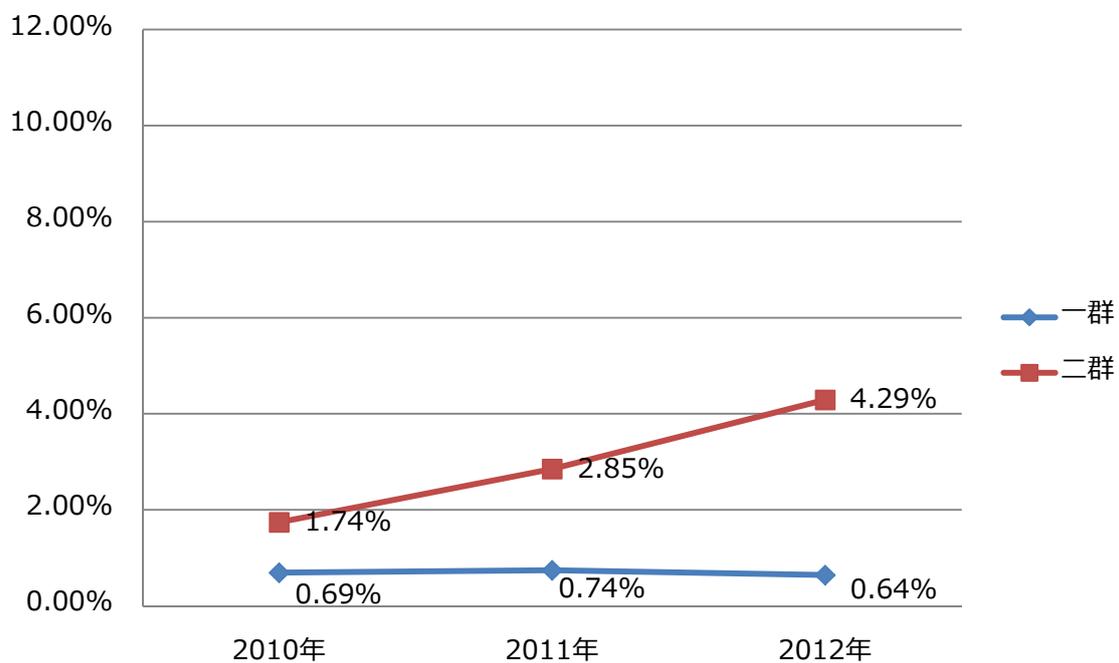
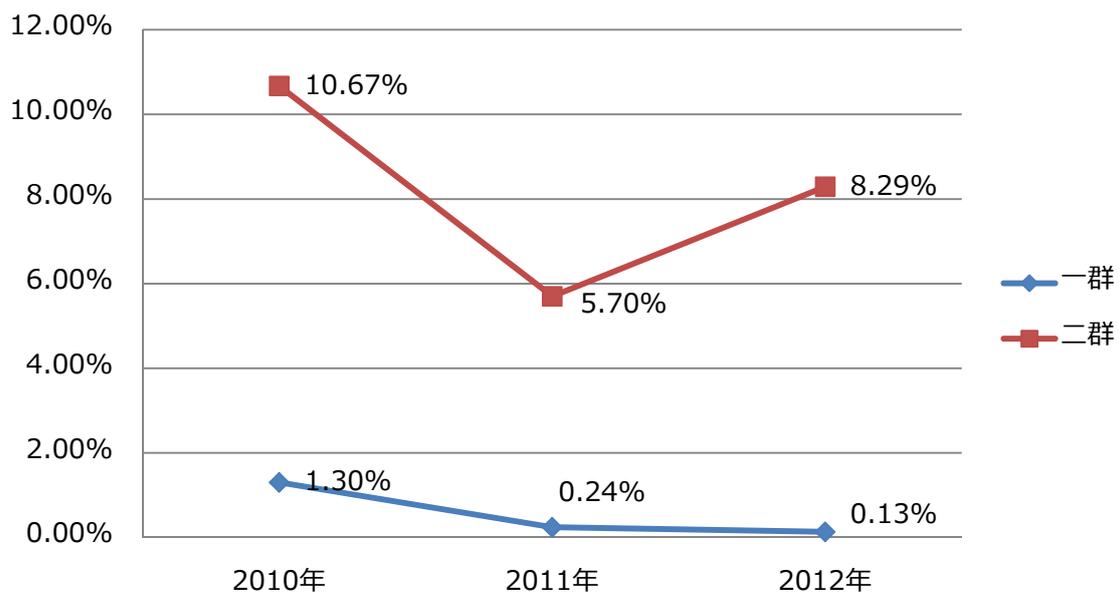


表4 合計 蓋然性の高い品率



(3) 検証結果の分析

A.著作権関係の出品（表1・2）について

1群は、例年より若干侵害品率が低下し、0.1%ほどとなった。蓋然性の高い品率も若干低下している。2群では、出品されている著作物の出品数が極めて少ない状況であり、2, 3の実数の変動により割合は大きく変動する状況である。したがって、分析を行うべき状況とは言い難い。

B.商標権関係の出品（表1・2）について

1群は、若干の数値上昇がみられるが、依然として1%前後のままである。2群では侵害品出品率は5%ほどであり、若干の増加傾向が存在しているように見える。2群の蓋然性の高い品率については若干減少している。侵害品トレンドの再確認などにより自主パトロールの見直し・補強等を行い、昨年度レベルへの改善がなされることが望まれる。とはいうものの、全体としてみれば基本的に低い率に保たれている状況である。

C.全体の状況（表3・4）について

知的財産権侵害品対策が先行する1群においては、昨年よりさらに対策がすすみ、引き続き全体として1%前後という非常に低い数値で安定している。2群の数値に関しては、その内訳のほとんどが商標権関係の出品であるため、B.に記載の通りである。

2. ガイドライン分科会の報告

2011年度に改定を行った「インターネット知的財産権侵害品流通防止ガイドライン」について運用状況を確認すると共に、新たな出品手口等に対応するため情報共有の場として、ガイドライン分科会を本年も設置した。

新改定されたガイドラインに関し特段の不具合はないことが確認されたが、知的財産権侵害品を出品する側の手法は日々変化しており、権利者・事業者の更なる協力関係および迅速かつ確実な対策を実施するために、本ガイドライン分科会が有用であることが相互に確認された。なお、本ガイドライン分科会をきっかけとし、ガイドラインや侵害品トレンドなどの論点に限らず、分科会内外で些細な事案までもを含んだ具体的意見交換・議論が関係者間においてスムーズに行われている状況である。

3. 総括

以上の通り、権利者・事業者双方がそれぞれの立場を尊重しつつ協力して侵害者に対峙するという「日本方式」の推進により、本年度も、1群において侵害品の出品率を低減させ得ている。次年度では、取り組み範囲の拡大を具体的に行うために、ショッピング・モールにおける権利侵害対策についても議論を行っていくことが予定されている。

政府におかれては、世界にも類をみない成果を出している CIPP の取組みを、是非諸外国政府に紹介していただき、インターネット上の知的財産権侵害品対策のデファクトスタンダードとして認知されるようご助力いただけると幸いです。

各種統計データ（暫定値）

■ 総出品数

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
ヤフー	1,817	2,250	2,212	2,512	2,631
楽オク	107	205	284	319	317
ビidders	537	638	766	785	888
モバオク	334	364	451	432	367

単位：万件

Yahoo!オークション、楽天オークション、モバオクについては12月の総出品数の1日平均であり、ビiddersは12月末日における総出品数である。

■ 自主削除件数

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
著作権	524,802	29,202	38,338	78,052	62,694
商標権	52,801	180,253	74,025	139,792	233,273
合計	577,603	209,455	112,363	217,844	295,967

■ 権利者からの削除依頼件数

対象：ヤフオク・楽オク・ビidders・モバオク・ガルオク（5オークション合計）
（2007年12月よりガールズオークションを追加）

	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
著作権	294	6,542	4,826	2,601	754
商標権	46,747	34,129	40,200	71,644	54,428
合計	47,041	40,671	45,026	74,245	55,182

※権利者による削除要請件数には、個別オークションの出品が停止したものと及び出品していたユーザーのIDが停止したものを含む。

※権利者によっては、どのオークションの侵害品出品の監視を行うか、対象を年ごとに変更していることから、権利者の削除要請数は、どのオークションを対象にて監視を行うかによって、異なるため、各年を比較することは難しい。

※2009年以降に著作権の削除要請件数が増加しているのは、ある特定のコンテンツにつき、オークション上で経常的に侵害品が出品されていたことから、権利者が集中的に削除要請を行ったためであり、同様の傾向がみられる。2011年の商標権に基づく削除要請件数も同様である。

日本方式の原則

1. 両者（権利者とオークション事業者）は、互いの立場を十分に尊重した上で、自身の利益のみならず、何よりも消費者の利益を護るために、共通の敵である権利侵害者に対して協同して立ち向かうべきであるとの認識に立つこと。
2. 権利者は、権利とは自動的に保護されるものではなく、自らエンフォースメントを行うべきであるとの認識に立つこと。
3. オークション事業者は、インターネットの健全な発展のために、積極的に知的財産権の保護に努めるべきであるとの認識に立つこと。
4. 両者は、対策の推進にあたり、知的財産権を保護する意義と、利用者の営業の自由や通信の秘密が担保されることの意義を対等に認め、それら両方の価値を毀損しない対応をとるべきであるとの認識に立つこと。